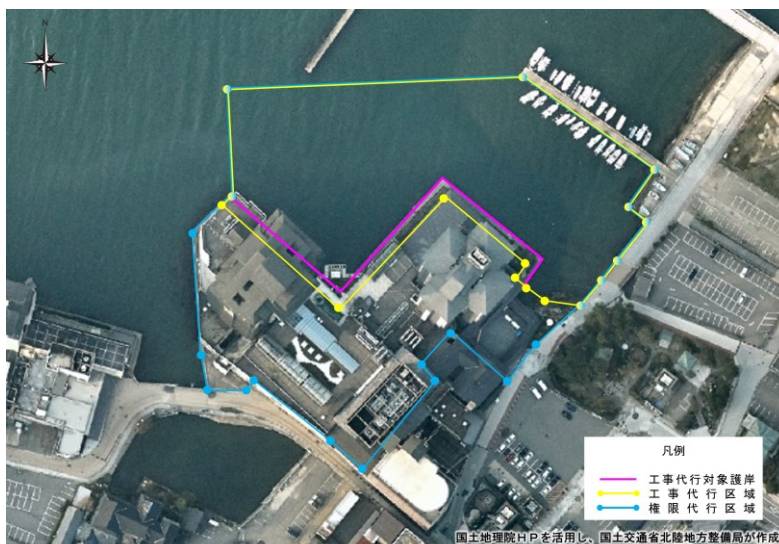


令和7年8月18日
港湾局技術企画課

国による和倉港の護岸の改良工事の代行、及び権限の代行を開始します

港湾法第52条の2の規定に基づき、和倉港の一部の護岸の改良工事及び工事に伴う権限について、7月22日付で国が代行することとしたところですが、それぞれ9月1日より代行を開始しますのでお知らせいたします。

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1. 港湾の名称 | 和倉港 |
| 2. 代行の区域 | 下図参照 |
| 3. 代行する工事及び権限 | 護岸の改良工事及び同工事に伴う港湾法第37条第1項の工事等の許可等の権限 |
| 4. 代行の開始の日 | 令和7年9月1日 |



代行の区域

<お問い合わせ先>

代行制度に関すること

港湾局 技術企画課 港湾建設室長 種村、係長 田中

TEL : 03-5253-8111 (内線 46-502、46-513)、03-5253-8905 (直通)

工事に関すること

北陸地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課長 加藤

TEL:025-370-6612

○加えて、高度経済成長期に集中的に整備された港灣施設の老朽化の進行に伴う更新工事の需要が増加しており、施設の機能確保の実施が困難な状況に陥っている。

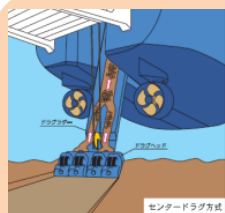
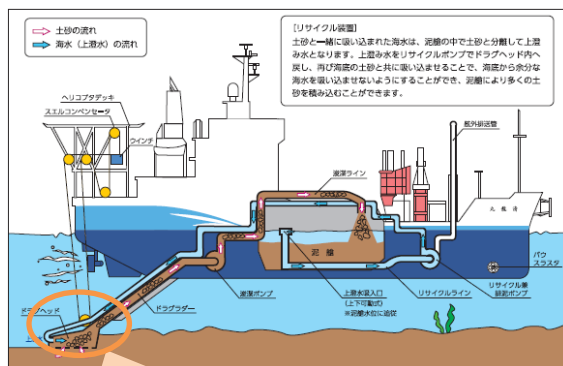
港灣管理者の要請に基づく国土交通大臣による工事代行制度を創設

※あわせて、港湾管理者と協議の上、工事に必要な管理権限を代行する措置を創設。他の直轄工事についても同様に措置。

■国土交通大臣による代行が想定される工事

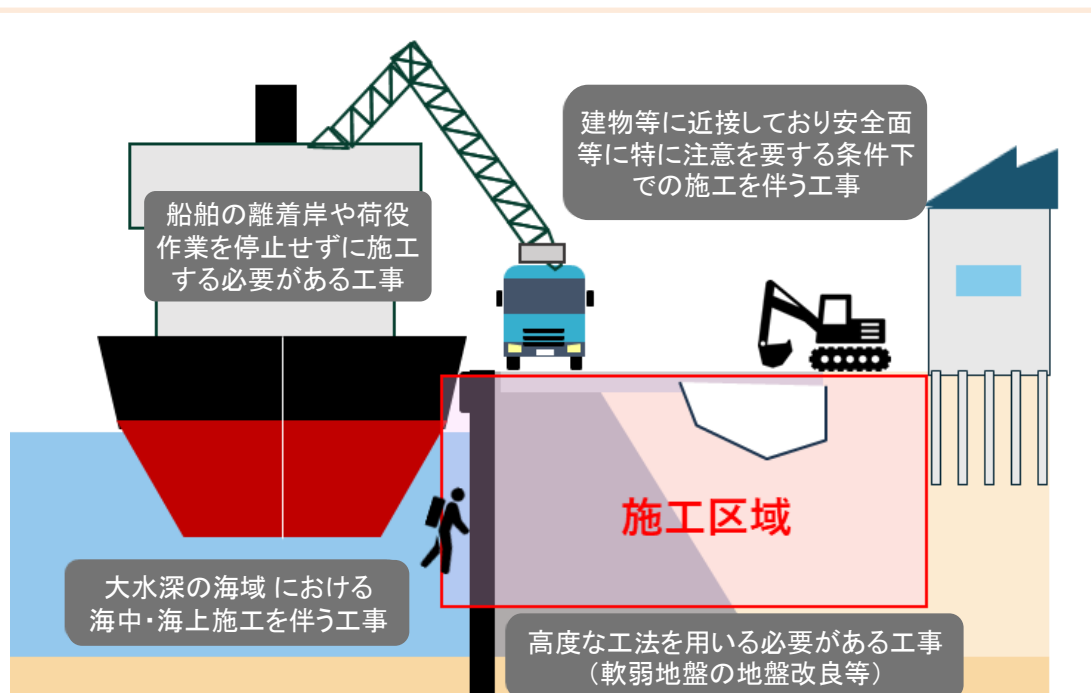
◆高度な機械力を要する改良工事の例

○ドラグサクシヨン船による底堀り(海底面の均し)



ドラグヘッド(吸込口)で土砂を吸込む
※ドラグは「引きずる」の意

◆高度な技術力を要する改良工事の例



【参考】高度港湾工事の代行 関係法令

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（高度港湾工事の代行）

第五十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項に定めるところによるほか、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設（第一号において「特定係留施設等」という。）の改良に関する工事（次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。以下この条において「高度港湾工事」という。）を当該港湾管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 特定係留施設等の従前の機能を確保するために必要であること。
- 二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

（略）

- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行う場合において必要があると認めるときは、当該港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該高度港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）

（高度港湾工事に係る港湾管理者の権限の代行）

第十六条の五 法第五十二条の二第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、第十六条の二第一項各号に掲げるものとする。

（直轄工事に係る港湾管理者の権限の代行）

第十六条の二 法第五十二条第三項の規定により国土交通大臣が港湾管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十七条第一項の許可を与え、法第六十条の二第一項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第五十六条の四第一項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。
- 二 法第三十七条第一項の規定に違反した者に対し法第五十六条の四第一項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第二項の規定により当該措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくはその委任した者に行わせること。
- 三 法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により協議に応ずること。
- 四 法第四十三条の二の規定により港湾工事の施行及び費用の負担について協議すること。
- 五 法第五十六条の五第一項（法第三十七条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定により必要な報告を求め、又はその職員に立入検査をさせること。